

(仮称)小樽市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(原案の概要)

1 条例制定の必要性・目的

平成 26 年 6 月に公布された「不当景品類及び不当景品表示法等の一部を改正する等の法律」(平成 26 年法律第 71 号)により、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)の一部が改正され、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について条例で定めることとします。

【条例制定の主な内容】

1 名称及び住所等の公示

消費生活センターを設置したときは、名称、住所、相談の業務を行う日時を公示することとします。

2 消費生活センター長及び必要な職員の配置

消費生活センターには、事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこととします。

3 有資格の相談員の配置

消費生活センターには、消費生活相談員資格試験に合格した者(みなし合格者を含む。)を消費生活相談員として置くこととします。

4 相談員の人材及び処遇の確保

消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分に配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずることとします。

5 研修機会の確保

消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することとします。

6 情報の安全管理

消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとします。

【施行期日】

平成 28 年 4 月 1 日(予定)